

# 第1章 計画策定の考え方

## 1-1. 計画策定の趣旨

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図るとともに、生涯にわたり心身とも健康で文化的な生活を営む上で重要な要素です。また、スポーツを行うことで生まれる、人と人及び地域と地域の交流は、地域の一体感や活力を醸成するものです。

わが国では、これまで昭和36年に制定された「スポーツ振興法」に基づき、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活を形成するために、スポーツの振興を行ってきました。しかし、近年、少子高齢化、情報化の進展、地域社会の変化、人間関係の希薄化など、日本の社会環境は著しく変化してきました。

そのため、スポーツが青少年の健全育成や体力の向上だけでなく、協働による地域振興や、経済への波及効果、健康で活力に満ちた長寿社会の創造、スポーツによる国際貢献や開発支援など、スポーツへの期待がますます高まってきました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による、復旧・復興の過程の中で、「社会の絆」の重要性が改めて認識されています。こうした状況をふまえ、国においては、制定から50年が経過した「スポーツ振興法」を見直し、新たに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした「スポーツ基本法」が制定されました。この法律の目的をふまえ、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。

本市では、少子高齢化が進展するとともに、急激な社会の進展によるライフスタイルの変化など、市民の生活環境も大きく変化しています。また、県においても、新たに「福岡県スポーツ推進計画」が策定され、「県民幸福度日本一」に向けての新たな動きが始まりました。

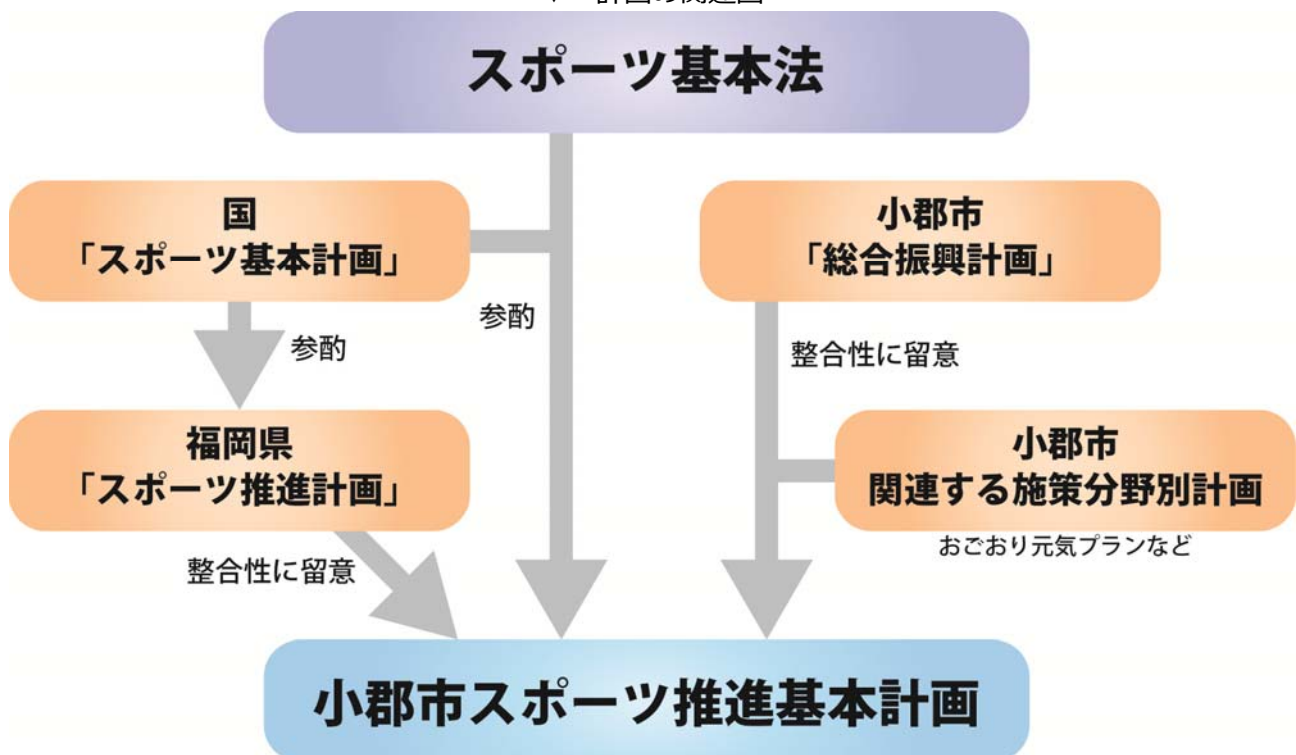
本市においても、国、県に準じるとともに、競技性の高いスポーツだけでなく、ウォーキングなどの身体を動かす活動や遊びの要素を取り入れながらスポーツとして行なわれるレクリエーションも含めて計画の対象にしながら、本市独自の計画を策定するものであり、併せて老朽化が進むスポーツ施設の整備計画を検討していきます。

## 1-2. スポーツ推進基本計画の位置付け

スポーツ推進基本計画は、小郡市がスポーツの推進をとおして目指すべき姿を示すものであり、今後のスポーツ推進に係る小郡市の施策の方向性を示す基本的計画です。競技性の高いスポーツだけではなく、ウォーキングなどの身体を動かす活動や遊びの要素を取り入れながらスポーツとして行なわれるレクリエーションも含めて計画の対象とします。

策定にあたっては、スポーツ基本法第10条「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」に該当するものとして、スポーツ基本法の理念に則り、その他スポーツ推進に関する上位計画だけでなく、小郡市のまちづくりとの整合性を図るものとします。

### ▼ 計画の関連図



## 1-3. 計画の期間

本計画は、策定から概ね10年間（平成27年度から平成36年度）とし、10年間を通じた基本理念、基本方針を定め、今後総合的・計画的に取り組む施策を体系化しています。

また、社会情勢の変化や、国のスポーツ基本計画や本市の総合振興計画など関連する計画等との整合性に留意し、必要に応じて見直し等を行うこととします。